第207期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

(計算書類)	
株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(連結計算書類)	
連結株主資本等変動計算書・・・・・・・・	11
連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
┌ 平成28年4月1日から ┐	
平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	

株式会社 紀陽銀行

上記の事項につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、当行ホームページ (http://www.kiyobank.co.jp/investors/ir/meeting/) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

【平成28年4月 1日から 平成29年3月31日まで】 第207期

株主資本等変動計算書

(単位:百万円) 株 主 資 本 資 本 剰 余 金 利益剰余金 その他利益 剰余金 株主資本 合計 自己株式 資本金 資本剰余金 合計 その他資本 利益剰余金 資本準備金 利益準備金 剰余金 繰越利益 合計 剰余金 期 首 残 高 80,096 259 5,024 5, 284 4, 599 84, 704 89, 303 △ 4,406 170, 278 期 変 動 額 剰余金の配当 497 △ 2,984 △ 2,486 △ 2,486 10, 204 当 期 純 利 益 10, 204 10, 204 自己株式の取得 △ 1,504 △ 1,504 自己株式の処分 399 0 398 自己株式の消却 △ 4,630 △ 4,630 4,630 土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩 165 165 165 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) 期計 △ 4,630 △ 4,630 6,777 497 7, 385 7,882 3,525 合 当 期 末 残 高 80,096 259 394 654 5,096 92,089 97, 186 △ 881 177,056

(単位・百万円)

						(<u>E</u>	<u> </u>
			評価・換	算差額等			
		その他有価証券 評価差額金	繰延へッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残	高	30, 814	_	270	31, 085	21	201, 385
当 期 変 動	額						
剰余金の配	当						△ 2,486
当 期 純 利	益						10, 204
自己株式の取	得						△ 1,504
自己株式の処	分						399
自己株式の消	却						_
土地再評価差額 の 取	金崩						165
株主資本以外の項 当期変動額(純	目の額)	△ 3,814	△ 46	△ 165	△ 4,026	30	△ 3,995
当 変 動 額 合	期計	△ 3,814	△ 46	△ 165	△ 4,026	30	2, 782
当 期 末 残	高	27, 000	△ 46	104	27, 059	52	204, 167

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

8年~50年

その他

5年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内 における利用可能期間 (5年) に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

- 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 6. 引当金の計上基準
- (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立 した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,541百万円であります。

(2)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3)役員退職慰労引当金

役員退職慰労金について、平成16年6月29日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、廃止時における 内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、 将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発捐失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上 しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(2) 株価変動リスク・ヘッジ

その他有価証券のうち、一部の株式から生じる株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、時価ヘッジによっており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」 (実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

追加情報

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日) を当事業年度から適用しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引について、連結注記表「追加情報」に同一の内容 を記載しているため、注記を省略しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式及び出資金総額 3,126百万円
- 2.貸出金のうち、破綻先債権額は2,082百万円、延滞債権額は70,293百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元 本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を 行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政 令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている 貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 3.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している 貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,563百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息 の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債 権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は79,939百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は20,311百万円であります。
- 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 460,994百万円 その他の資産 293百万円

担保資産に対応する債務

預金 24,470百万円 債券貸借取引受入担保金 180,206百万円 借用金 239,426百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券27,332百万円を差し入れております。 また、その他の資産には、保証金敷金1,233百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、404,601百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が、370,460百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律(平成10年3月 31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当 額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差 額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める 「地価税法」に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な 調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事 業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △94百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

46,294百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額

- 4,302百万円
- 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百 万円が含まれております。
- 13. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
- 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当 行の保証債務の額は17,954百万円であります。

15. 関係会社に対する金銭債権総額

7.330百万円

16. 関係会社に対する金銭債務総額

17.750百万円

612百万円

17. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわら ず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上し

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、497百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 79百万円 役務取引等に係る収益総額 173百万円 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 91百万円 関係会社との取引による費用 資金調達取引に係る費用総額 1百万円 888百万円 役務取引等に係る費用総額

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 2. 「営業経費」には、給料・手当14,605百万円を含んでおります。

- 3. 「その他の経常費用」には、債権放棄59百万円及び貸出債権譲渡損1百万円を含んでおります。
- 4. 当事業年度において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額 に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額380百万円を減損損失として特 別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
和歌山県内	営業店舗 6か所	土地、建物	349百万円
	遊休資産 3か所	土地、建物	6百万円
大阪府内	営業店舗 2か所	建物	25百万円
合計			380百万円

当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位(ただし、連携して営業を 行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っており、遊休資産については各 資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立した キャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

また、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不 動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。なお、重要 性が乏しい資産については、路線価等に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しており ます。

5. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等 該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の 名称又は 氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	阪和信用 保証株式会社	所有 直接100%	当行の貸出 金の保証	貸出金の被保証	736, 707	_	_

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

阪和信用保証株式会社より、当行の住宅ローン等に対して保証を受けております。 なお、保証条件については、商品ごとに保証対象の住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

t /	K A A O F	1八土安怀土守						
	属性	会社等の 名称又は 氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
	役員及び	内田 一平 (注2)	なし	資金貸借	資金の貸付 (注 1)	20	貸出金	20
	その近親者	樋口 キヌ子 (注3、6)	なし	資金貸借	資金の貸付 (注1) 貸付金の返済	208 61	貸出金	205
	役員及び そのが議決 を	明楽ダンボール 工業株式会社 (注4、6)	被所有 直接0.05%	資金貸借	資金の貸付 (注1) 貸付金の返済	_ 15	貸出金	18
	権の過半 数を所有 している 会社等	株式会社森建 (注5、6)	被所有 直接0.00%	資金貸借	資金の貸付 (注 1)	_	貸出金	76

- (注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引先と同様であります。
- (注2) 取締役常務執行役員島慶司の近親者であります。
- (注3) 監査役樋口勝二の近親者であります。
- (注4) 取締役執行役員明樂泰彦の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。
- (注5) 執行役員安行一浩の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。
- (注6)貸出金の担保として不動産に根抵当権を設定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

					(1
	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2, 783	1,074	3, 318	539	(注1, 2)
合計	2, 783	1,074	3, 318	539	

- (注1) 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会信託(以下、「従持信託」という。)が保有する当行株式がそれぞれ、440千株、224千株含まれております。
- (注2) 普通株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得によるもの(1,072千株)及び単元未満株式の買取によるもの(2千株)であり、減少は、取締役会決議による自己株式の消却によるもの(3,099千株)、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使に伴う譲渡によるもの(2千株)、単元未満株式の買増し請求によるもの(0千株)及び従持信託が売却した当行株式によるもの(216千株)であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」並びに 「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成29年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	<u>↑</u>

2. 満期保有目的の債券(平成29年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表	国債	38, 532	38, 589	57
計上額を超えるもの	小計	38, 532	38, 589	57
時価が貸借対照表	国債	66, 395	65, 880	$\triangle 514$
計上額を超えないもの	小計	66, 395	65, 880	△514
合計		104, 927	104, 469	$\triangle 457$

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成29年3月31日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものは、該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、以下の通りであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	2, 961

4. その他有価証券(平成29年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	44, 187	23, 156	21, 031
	債券	555, 220	543, 933	11, 286
	国債	250, 533	244, 679	5, 853
貸借対照表計上額が	地方債	142, 319	139, 830	2, 488
取得原価を超えるもの	社債	162, 367	159, 423	2, 944
以付添価を超えるもの	その他	240, 345	230, 214	10, 131
	外国債券	130, 952	128, 577	2, 375
	その他	109, 393	101, 637	7, 756
	小計	839, 753	797, 304	42, 449
	株式	1,985	2, 147	△162
	債券	192, 309	195, 113	△2, 804
	国債	39, 390	40, 899	△1, 508
貸借対照表計上額が	地方債	108, 437	109, 381	△944
取得原価を超えないもの	社債	44, 481	44,832	△350
以付が置る危えないもの	その他	164, 454	169, 566	△5, 112
	外国債券	112, 226	115, 253	△3, 027
	その他	52, 228	54, 312	△2, 084
	小計	358, 749	366, 828	△8, 078
合計		1, 198, 503	1, 164, 132	34, 370

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額
	(百万円)
株式	1, 484
その他	937
合計	2, 422

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

- 5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 該当事項はありません。
- 6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
株式	4,680	555	68
債券	22, 546	1, 935	59
国債	20, 905	1, 916	59
地方債			
社債	1,640	18	
その他	130, 669	3, 254	5, 538
外国債券	90, 444	1,065	2,975
その他	40, 224	2, 189	2, 562
合計	157, 896	5, 745	5, 665

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は1百万円(すべて社債)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合、または時価が取得原価より30%以下下落した債券のうち発行会社の信用状態等が悪化している場合としており、以下のとおり減損処理することとしております。

- (1) 時価が50%超下落した銘柄についてはすべて減損処理することとしております。
- (2) 時価が30%超50%以下下落した銘柄のうち、株式等については発行会社の業績推移、市場価格の推移、市場環境の動向等の内的・外的要因により、債券については発行会社の信用状態等により、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄について減損処理することとしております。
- (3)時価が30%以下下落した債券のうち、発行会社の信用状態等が悪化している銘柄については、その信用状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理することとしております。

(金銭の信託関係)

- 1. 運用目的の金銭の信託(平成29年3月31日現在)
 - 該当事項はありません。
- 2. 満期保有目的の金銭の信託(平成29年3月31日現在)該当事項はありません。
- 3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成29年3月31日現在) 該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

你是仇业 员庄	
貸倒引当金	7,459百万円
有価証券償却	2,697
退職給付引当金	1, 328
その他	4, 307
繰延税金資産小計	15, 793
評価性引当額	△8, 868
繰延税金資産合計	6, 924
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	$\triangle 9$, 137
その他	$\triangle 1,328$
繰延税金負債合計	△10, 466
繰延税金負債の純額	△3,541百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額

2,925円95銭

1株当たりの当期純利益金額

145円97銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

145円90銭

(注)株主資本において自己株式として計上している紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会信託が保有する当行株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は224千株であり、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は311千株であります。

(単位:百万円)

				(丰匹・日万11)
	株	主 資	本	
資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
80, 096	6, 941	92, 260	△ 4,406	174, 891
		△ 2,486		△ 2,486
		11, 028		11, 028
			△ 1,504	△ 1,504
	0		398	399
	△ 4,630		4, 630	_
_	△ 4,630	8, 541	3, 525	7, 437
80, 096	2, 311	100, 802	△ 881	182, 328
	80, 096	資本金 80,096 6,941 0 △ 4,630 - △ 4,630	資本金 80,096 6,941 92,260 △2,486 11,028 0 △4,630 - △4,630 8,541	資本金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 80,096 6,941 92,260 △ 4,406 △ 2,486 11,028 △ 1,504 △ 1,504 △ 4,630 4,630 — △ 4,630 8,541 3,525

(単位:百万円)

					<u> 似:白力円)</u>		
	そ	その他の包括利益累計額					
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計	新株予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
当 期 首 残 高	30, 995	_	5, 758	36, 754	21	3, 184	214, 851
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△ 2,486
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							11, 028
自己株式の取得							△ 1,504
自己株式の処分							399
自己株式の消却							_
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 3,809	△ 46	△ 624	△ 4,480	30	138	△ 4,310
当期変動額合計	△ 3,809	△ 46	△ 624	△ 4,480	30	138	3, 126
当 期 末 残 高	27, 186	△ 46	5, 133	32, 273	52	3, 323	217, 978

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいて おります。

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等 6 社 会社名

紀陽ビジネスサービス株式会社 阪和信用保証株式会社 紀陽リース・キャピタル株式会社 株式会社紀陽カード 株式会社紀陽カードディーシー 紀陽情報システム株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

会社名

紀陽6次產業化投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等該当ありません。
 - (2) 持分法適用の関連法人等 該当ありません。
 - (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 会社名

紀陽6次産業化投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連法人等

会社名

わかやま地域活性化投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等の名称 会社名

株式会社食縁

投資事業等を営む非連結の子会社及び子法人等が、投資育成のため出資したものであり、傘下に 入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年~50年

その他 5年~20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間 (5年) に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース 資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る 債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、 以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、 今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債 権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その 残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から 独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及 び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減 額しており、その金額は15,352百万円であります。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

当行は、役員退職慰労金について、平成16年6月29日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、廃止時における内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、 退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しており ます

(10)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11)リース取引の処理方法

(貸手側)

リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

(12)収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

- (13)重要なヘッジ会計の方法
 - ①為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

②株価変動リスク・ヘッジ

当行保有のその他有価証券のうち、一部の株式から生じる株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、時価ヘッジによっており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

(14)消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。) の会計処理は、主として税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費 税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

追加情報

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を 当連結会計年度から適用しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、平成27年5月より、当行グループ従業員に対する福利厚生の充実と当行の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与し、従業員の経営参画意識を高めることで、業績向上につなげることを目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入しております。

(1) 取引の概要

紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会と紀陽情報システム従業員持株会(以下、「両持株会」 という。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランであります。

当行が信託銀行に「紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会信託」(以下、「従持信託」という。)を設定し、従持信託は、今後3年半にわたり両持株会が取得する規模の当行株式を予め取得し、その後、従持信託から両持株会に対して定時に時価で当行株式の譲渡が行われるとともに、信託終了時点で、従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす従業員に分配されます。

なお、当行は従持信託が当行株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当行株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当額の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当行が当該残債を弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の 部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度409 百万円、224千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度 489百万円

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1.貸出金のうち、破綻先債権額は1,522百万円、延滞債権額は70,080百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償 却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40 年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じ ている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,870百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻 先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は80,473百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、20,311百万円であります。
- 6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 460,994百万円 その他資産 293百万円

担保資産に対応する債務

預金 24,470百万円 債券貸借取引受入担保金 180,206百万円 借用金 239,426百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券27,332百万円を差し入れております。 また、その他資産には、保証金敷金1,302百万円が含まれております。

- 7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、421,635百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が387,494百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 8. 有形固定資産の減価償却累計額 46,687百万円
- 9. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,302百万円
- 10.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は17,954百万円であります。

(連結損益計算書関係)

- 1.「その他の経常収益」には、株式等売却益2,794百万円を含んでおります。
- 2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損1,609百万円、貸出金償却1,441百万円、貸出債権譲渡損244百万円、債権放棄59百万円及び株式等償却0百万円を含んでおります。
- 3. 当連結会計年度において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額214百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
和歌山県内	営業店舗 6か所	土地、建物	183百万円
	遊休資産 3か所	土地、建物	6百万円
大阪府内	営業店舗 2か所	建物	25百万円
合計			214百万円

当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

連結される子会社及び子法人等については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

また、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。なお、重要性が乏しい資産については、路線価等に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	73, 399		3, 099	70, 300	(注1)
合計	73, 399		3, 099	70, 300	
自己株式					
普通株式	2, 783	1,074	3, 318	539	(注2, 3)
合計	2, 783	1,074	3, 318	539	

- (注1) 発行済株式における普通株式数の減少は、取締役会決議による自己株式の消却によるものであります。
- (注2) 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、紀陽フィナンシャルグループ従業員 持株会信託(以下、「従持信託」という。)が保有する当行株式がそれぞれ、440千株、224千株含ま れております。
- (注3) 自己株式における普通株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得によるもの(1,072千株)及び単元未満株式の買取によるもの(2千株)であり、減少は、取締役会決議による自己株式の消却によるもの(3,099千株)、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使に伴う譲渡によるもの(2千株)、単元未満株式の買増し請求によるもの(0千株)及び従持信託が売却した当行株式によるもの(216千株)であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

	4 / 4 / E / E / E / E	D	A PROTECTION A CONTRACTOR OF A					
		新株予約	新株予約権の目的となる株式の数(株)					
区分	新株予約権の 内訳	権の目的となる株式の種類	当連結 会計年 度期首	当連結 会計年 度増加	当連結 会計年 度減少	当連結 会計年 度末	当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
当行	ストック・オ プションとし ての新株予約 権			_			52	1
ĺ	計	_			52			

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当た り配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,486百万円	35.00円	平成28年3月31日	平成28年6月30日

- (注) 平成28年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、従持信託が保有する当行株式に対する 配当金15百万円が含まれております。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成29年6月29日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

①配当金の総額

普通株式 2,449百万円

②1株当たり配当額

普通株式35.00円③基準日平成29年3月31日④効力発生日平成29年6月30日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(注) 平成29年6月29日開催予定の定時株主総会による配当金の総額には、従持信託が保有する 当行株式に対する配当金7百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務等の金融サービスに係る事業を行っております。主たる業務である預金業務、貸出業務ならびに有価証券運用等において、金利の変動リスクを有していることから、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行うとともに、その一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金であり、お取引先の 債務不履行による信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、主と して債券、株式、投資信託等であり、満期保有目的、純投資目的、政策投資目的及び売買目的で保 有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、価格の変動リス クに晒されております。

主な金融負債である預金については、流動性リスクが存在するとともに、金融資産と同様に金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引に内在する主要なリスクは、金利、為替、株価等の市況変動に係る市場リスクと、 取引相手先の契約不履行などに係る信用リスクです。当行グループが利用しているデリバティブ取 引は、大部分がリスクヘッジを目的としており、デリバティブ取引の市場リスクは、ヘッジ対象取 引の市場リスクとほぼ相殺されています。なお、ヘッジ会計を適用したヘッジ手段は、通貨スワッ プ、先渡取引等であり、ヘッジ対象は有価証券等であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

「信用リスク管理規程」等各種規程類を制定し、信用リスク管理の基本方針や管理体制を定め、適切な信用リスク管理を行うための態勢整備を行っております。具体的には、審査部門が与信先の財務状況、資金使途、返済財源等を的確に把握し、与信案件のリスク特性に応じた適切な審査を行っております。また、与信管理部門は、信用格付制度の整備・運用のほか、与信の集中リスク回避を目的とした自主限度の設定・管理、信用リスクの定量的把握を行い、計測した信用リスク量については、統合的リスク管理の枠組みの中で、取締役会やリスク管理委員会にて報告、協議を行っております。

②市場リスクの管理

「市場リスク管理規程」等各種規程類を制定し、市場リスク管理の基本方針や管理体制を定め、適切な市場リスク管理を行うための態勢整備を行っております。

(i) 金利リスクの管理

金利リスク管理については、定期的に有価証券及び預貸金等の資産・負債全体についての金利リスク量を計測するとともに、金利ギャップ分析や金利感応度分析等を行い、ALM戦略委員会及びリスク管理委員会において報告、協議する体制としております。また、金利リスクを適切にコントロールするため、金利リスク量に限度額を設定し、管理しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

価格変動リスク管理については、金利リスク管理同様、リスク量の計測を行い、そのリスク量に対する限度額を設定し、日々取得リスク量を管理しております。特に、純投資目的の有価証券については、リスク量管理に加え、取引限度額及び損失限度額を経営会議にて設定し、管理しております。また、政策投資目的の株式については、残高削減やヘッジ取引等によるリスク量の軽減に努めております。

(iii) 為替リスクの管理

外貨建資産、負債に係る為替の変動リスクを把握し、経営会議にて定めた限度額の範囲に収まるように管理するとともに、通貨スワップ等を利用し、リスクの軽減を図っております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、ヘッジ目的での使用を基本としておりますが、限定的な範囲でディーリング取引も行っております。なお、取引の執行、ヘッジの有効性評価、事務管理に関する 部門については、それぞれ分離し、内部牽制を確立しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、 「コールローン」、「買入金銭債権」、「有価証券」のうち債券及び投資信託等、「貸出金」、「預金」、 「コールマネー」、「債券貸借取引受入担保金」、「借用金」及び「社債」などが該当します。また、 価格変動リスクの影響を受ける金融商品は、「有価証券」のうち株式及び投資信託等が該当します。 当行では、これらの金融資産及び金融負債につき、金利及び価格の変動による損益又は経済価 値への影響額を把握するために、バリュー・アット・リスク(VaR)を算定し、内部管理に 利用しております。VaRの算定は、分散共分散法(保有期間:リスク特性により3ヶ月から 6ヶ月、信頼区間:99%、観測期間:リスク特性により1年から5年)により行っており、当 連結会計年度末の金額は、金利リスクが10,438百万円、価格変動リスクが20,224百万円となっ ております。価格変動リスクVaRのうち政策投資株式VaRは、当行の内部管理上、VaR から評価損益を差し引いた修正VaRを使用しており、上記価格変動リスクVaRでも修正V aRを使用しております(政策投資株式の評価損益20,480百万円が、同価格変動リスクVaR 10,387百万円を上回っているため、政策投資株式の修正VaRはゼロとなっております。)。 なお、算定したVaRと実際の損益変動を比較するなどバックテスティングを実施しており、使 用する計測モデルが十分に市場リスクを捕捉しているかについて確認を行っております。 また、金利リスクのVaRの算定については、流動性預金のうちコア預金(明確な金利改定間隔 がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間滞留 することが見込まれる預金)について、調整を行っております。当該VaRは、過去の相場変動 をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えら れないほど市場環境が激変する状況下のリスクは捕捉できない可能性があります。

③流動性リスクの管理

「流動性リスク管理規程」等各種規程類を制定し、流動性リスク管理の基本方針や管理体制を定め、 適切な流動性リスク管理を行うための態勢整備を行っております。当行グループでは、安定した資 金繰り管理と、高い流動性準備の確保、及び流動性リスクが顕在化した場合に備えての予兆管理の 徹底に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注 2) 参照)。また、重要性の乏しいものについては、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1) 現金預け金	671, 707	671, 707	_
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	104, 927	104, 469	△457
その他有価証券	1, 198, 265	1, 198, 265	_
(3) 貸出金	2, 812, 871		
貸倒引当金(*1)	$\triangle 25,910$		
	2, 786, 961	2, 802, 529	15, 568
資産計	4, 761, 862	4, 776, 972	15, 110
(1) 預金	3, 822, 913	3, 823, 079	166
(2) 譲渡性預金	118, 766	118, 766	$\triangle 0$
(3) コールマネー及び売渡手形	208, 500	208, 500	_
(4) 債券貸借取引受入担保金	180, 206	180, 206	_
(5) 借用金	245, 410	245, 410	_
(6) 社債	10,000	10, 068	68
負債計	4, 585, 796	4, 586, 030	234
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,513	1, 513	_
ヘッジ会計が適用されているもの	(59)	(59)	_
デリバティブ取引計	1, 454	1, 454	_

- (*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債 務となる項目については、() で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。自行保証付私募債については、(3)貸出金の時価算定方法と同様の方法によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

- (3) コールマネー及び売渡手形、並びに(4) 債券貸借取引受入担保金 コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (5) 借用金、及び(6) 社債

借用金及び社債については、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価額を時価としております。なお、短期市場金利に連動する変動金利によるものは、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

	<u> </u>
区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1,2)	1, 527
② 組合出資金(*3)	939
合 計	2, 467

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。
- (*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額

3,076円28銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額

157円77銭

(注) 株主資本において自己株式として計上している紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会信託が保有する当行株式は、1株当たりの純資産額の算定上、当連結会計年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は224千株であり、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は311千株であります。